

徳島県告示第二百八十二号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）